[事案 29-365] 先進医療給付金支払請求

・平成30年9月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと先進医療給付金の 支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年6月に銀行を募集代理店として契約した引受基準緩和型医療保険の先進医療特約について、陽子線治療に対する給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も不支払いとなった。しかし、以下等の理由により、契約の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1)一般的に「入院」は検査のための入院を含まない。また、募集人から、検査のための入院 も告知が必要であるとの説明はなかった。
- (2) 募集人に対し糖尿病と高血圧の既往症を伝えたところ、過去に手術や病気・ケガでの入院 歴がなければ、持病があっても加入できると言われた。
- (3) 契約前、募集人から何度も執拗に電話勧誘があり、誕生日前の今がチャンスと半ば責められ、また銀行に販売責任が付与されていると言われたので信用して、契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知書には検査のための入院も告知が必要であると明記されている。
- (2) 申立人は、告知日から3か月以内にがんの治療目的で医師から手術を勧められていることを認識していながら、これを告知していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められる一方、申立人の各主張は告知義務違反による解除の効果を失わせるものではなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。